

一 班長高橋名榕井君ヲ排斥スル事ト

(一) 労働組合ニ加入シ強動シマアリ (二) 工場内一級ヲ至ルル如ク働シ居ルニ付班長トシテ  
資格等ヲ認め (三) 部下ヲ愚防シ且ツ又傍若無人ノ振舞甚クシク職權濫用シ其ノ  
攻ニ堪ヘズ現ニ退職セヨアリ (四) 班長トシテ人格手帳ヲ認めス新入者若シテ指導ナ  
上様ヲ不親切ナリ 五 櫻井氏ハ元東亜化学工業株式會社時代ニ於テ年歳多ク時日勞  
瘁克比都支那幹事トシ強動シ尙年歳階ハ年歳幹事トシ年歳線ヲ引テ強動  
リ其ノ後職首トシテ後共産黨員トシテ他ノ會社多職心撥沈躍シ且ツ其ノ労働組  
合ニ加入見事ヲ偏リテ尙會社ノ社元ノ社別ニ違背シ且ツ其ノ違背トシテ其ノ拘現在ノ地位  
ニ見ハ其等從業員一月トシテ甚ダ不適當ト認め

一 社則第十三條等文項及 第五條改正ヲ認めス

一 吉清氏ニ于スル件

近時職工採用及退社賃銀等給ニ于テ其ノ事ハ吉清氏ノ自由裁量ニ任スル  
ハ心口元々トキニ收班費ト合議トシ合手ニセシメテ

二十四時間内ニ御回答相成度

昭和四年九月二十九日

和工第一節

平伏 存三

外五十三名連署捺印

東亜化学工業株式會社  
工場長 前迫吉中 吉殿

1/10

第 三 三 〇 號

昭和四年十月九日

警視總監 丸山 鶴吉

労働大臣 安達謙藏 殿  
社会局長 長 信 殿  
大阪府会 村 繁 知事 殿

4. 10. 11  
820

東亜化学工業株式會社労働會議ニ關スル件 (一) 二報ニ附録

要旨ニ百労働者側ハ事業主ニ合見ヲ求メ折衝ノ結果嘆願書

ヲ撤回シ事業主ハ其ノ旨ヲ解シテ解決ス

標記工場ノ労働會議ニ就テハ既にハ其ノ後交渉ノ結